



# あなたのやさしさを次世代へ ～遺贈・相続寄付のご案内～

社会福祉法人岐阜県共同募金会

## 赤い羽根共同募金



赤い羽根共同募金は、地域の民間福祉活動を支援しています。

---

---

### ◆赤い羽根共同募金の歴史と役割

赤い羽根共同募金は、終戦直後の昭和22年に、民間社会福祉の推進を目的に創設されました。

当初は戦災の罹災者や戦災孤児など、大戦により被害をこうむった方々の支援に重点をおいて活動していました。

その後、高度成長期には福祉施設の整備に力をつくし、現在では、誰もがその人らしく暮らせる地域づくりをめざして、社会的孤立の問題や、「子どもの貧困」に象徴される経済的に困窮する人の増加、虐待、DVなどの社会課題を解決するための活動に積極的に配分しています。

また、災害時にも共同募金は力を発揮します。「災害ボランティアセンター」の設置・運営に使われるほか、災害義援金の募集も、共同募金会が行っています。

時代の流れのなかで、活動の力点を少しずつ移動させながら、共同募金会は、地域の支え合いを基本として、制度に先んじた活動を一貫して支援し続けてきました。共同募金会は、これまでも、これからも、地域性と民間性に立脚した、「困りごと」を解決するための支援活動を行ってまいります。

### ◆共同募金の組織

共同募金運動の実施主体は都道府県を単位に組織された独立した社会福祉法人の共同募金会です。

岐阜県における共同募金運動は、「社会福祉法人岐阜県共同募金会」が行っています。

組織の運営は、岐阜県内の民意を公正に代表できるよう、各界階層、各地域から選ばれた理事（12～17名）、評議員（18～26名）によって行われています。

各地域の第一線の活動組織として、市の地域に「支会」、町村の地域に「分会」をおいています。

支会・分会は、募金ボランティアを組織し、募金活動をすすめています。多くのボランティアが共同募金運動を支えています。

### ◆共同募金は計画募金

共同募金会では募金を行う前に、県内の民間社会福祉施設・団体及び社会福祉協議会等から配分申請を受け付けます。

配分申請の内容を調査・検討し、配分計画を立案します。配分計画をした申請事業を具体的に実現するために必要な資金の額（目標額）を決定し、募金運動を実施します。



遺贈の際は「公正証書遺言」により遺言執行者を指定  
することをおすすめします。

### 【遺贈とは】

遺言により、ご自身の財産の一部またはすべてを、特定の個人や団体に贈与することを遺贈といいます。

### 【遺言によるご寄付の方法】

遺言の方法として一般的であるのが、遺言書の作成です。

遺言書の種類には、「公正証書遺言」と「自筆証書遺言」がありますが、形式の不備によるトラブルを避けるためにも、専門家（公証人、弁護士、税理士、司法書士、信託銀行など）にご相談いただいたうえで「公正証書遺言」を作成されることをおすすめしています。

### 【遺言執行者】

遺言書の内容を確実に実現するために、遺言書において、遺言執行者をご指定いただくことが重要です。

遺言執行者は、相続人の相続割合や遺産のわけ方等について、遺言のとおり執行します。

遺言執行者は、専門家（弁護士、税理士、司法書士、信託銀行など）を指定されることが一般的です。

### 【遺留分】

「遺留分」とは、一定の法定相続人に保障されている最低限の遺産相続分です。

遺言書によって、共同募金会を受遺者と指定いただく場合、その金額は遺留分に配慮してご指定いただくことをおすすめします。

#### ◎遺留分の範囲

相続人	配偶者と子の場合	配偶者のみの場合	子のみの場合
遺留分	配偶者と子が1/4ずつ	配偶者が1/2	子が1/2

#### 現金以外の 遺贈について

共同募金会では、現金や預貯金のご寄付だけでなく、不動産や株券等有価証券等の受け入れも可能です。

ただし、受領した財産は換金して活用させていただきますので、換金が不可能な場合は、お受けできない場合があります。

## 赤い羽根共同募金



ご寄付の使われる地域（市町村）や分野を指定することも可能です。

### 【遺言書でご指定いただけること】

築き上げられた財産を、愛着ある岐阜県のために遺したいとお考えになる場合、岐阜県共同募金会は、その思いを実現できるご遺贈先です。

ここでは、遺言書において、財産をどのように活用するか、そのご意思を示す方法についてご説明いたします。

#### ◎地域（市町村）・活用分野の指定方法

ご指定にあたっては遺言書で「〇〇市（町村）の△△のため（の支援活動）に遺贈する」と記載してください。

記載にあたっては、以下の例のようなご指定が可能です。  
もちろん、共同募金会にお任せいただくことも可能です。

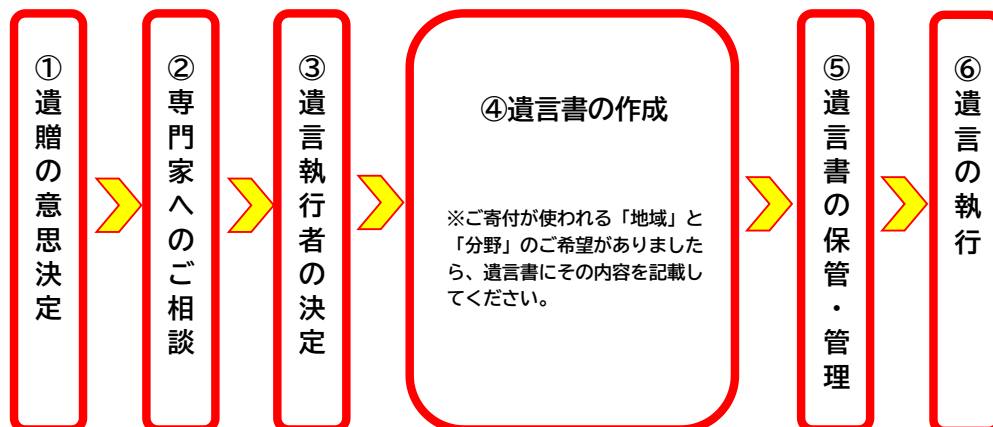
#### 【地域・分野指定の例】

- ①地域・分野共に指定する場合
  - ・〇〇市内の子どもたちの健やかな成長のため
  - ・△△町の高齢者のため
- ②地域のみ指定する場合
  - ・□□市の福祉の充実・発展のため
- ③分野のみ指定する場合
  - ・障がいのある人の生活支援のため
  - ・生活に困窮している人たちの支援のため



※共同募金会にお任せいただける場合は、記載する必要はありません。

### 【遺言によるご寄付の流れ（公正証書遺言の場合）】





## 公正証書遺言の例

〇〇年第〇〇号

### 公正証書遺言

公証人は遺言者〇〇〇〇の囑託により、後記証人の立会いのもとに、以下のとおり遺言者の口述を筆記し、この証書を作成する。

第1条 遺言者は遺言者が所有する次の財産を受遺者として社会福祉法人岐阜県共同募金会（岐阜県岐阜市下奈良2丁目2番1号 会長 〇〇 〇〇）を指定し、〇〇市の△△のための活動に遺贈する。

※遺贈する財産 1. 〇〇〇〇  
2. △△△△

第2条 遺言者は、遺言執行者として次の者を指定する。  
〇〇〇〇信託銀行（所在地）

本旨外要件

（遺言者、証人2人の住所、氏名、生年月日）

前記遺言者及び証人に読み聞かせたところ、当役場において、民法969条第1号ないし4号の方式により作成し、同条第5号に基づいて次に署名押印する。

〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

〇〇法務局所属

公証人 〇〇 〇〇 印

受遺者は必ず「社会福祉法人岐阜県共同募金会」をご指定下さい。

「活用される地域・分野」について希望がある場合はご記載ください。  
お任せいただける場合、記載の必要はありません。

ご寄付いただく財産の内容をご記載ください。



## 相続寄付のご案内

---

---

### 【相続寄付とは】

故人の遺産を寄付することを相続寄付といいます。

ご遺族の方が相続された財産を相続税の申告期限までに寄付された場合、「租税特別措置法第70条」により、非課税となる税制上の優遇措置があります。

相続寄付いただける財産は現金に限りません。不動産や株券等有価証券等の受け入れも可能です。

### 【相続寄付のご相談】

ご寄付が活用される地域（市町村）や活動分野をご指定いただくことも可能です。

ご寄付が活用される活動について、ご希望がある場合は、「〇〇市の子どもたちの健やかな成長のため」といった内容の記載でご指定いただけます。（「共同募金会へすべてお任せ」いただくことも可能です。）

なお、共同募金会に相続寄付をいただいた場合、領収書（税制優遇対応）を発行するほか、寄付金額に応じて感謝状を贈呈いたします。

### 【税制上の優遇措置】

#### ◆相続税

社会福祉法人岐阜県共同募金会は、租税特別措置法施行令第40条の3に記される社会福祉法人であり、本会へご寄付いただいた相続財産には、相続税が課税されません。非課税の扱いを受けるには、相続税の申告期限内（被相続人の死亡を知った日の翌日から10か月以内）にご寄付いただき、相続税の申告の際に、本会が発行する「領収書」と「社会福祉法人証明書」を添付する必要があります。

#### ◆所得税（相続税の優遇を受けると対象となりません）

「税額控除」と「所得控除」があり、寄付者にとって有利な控除を選択できます。

##### ●税額控除…納付すべき所得税から所定の金額を控除

$$\text{控除額} = (\text{税額控除対象寄付金額} - 2,000\text{円}) \times 40\%$$

（ただし、その年分の所得税額の25%が限度となります）

##### ●所得控除…その年分の課税対象となる所得から所定の金額を控除

$$\text{控除額} = \text{寄付金額} (\text{年間所得の} 40\% \text{を限度とする}) - 2,000\text{円}$$

#### ◆個人住民税（相続税の優遇を受けると対象となりません）

納付すべき個人住民税の額から該当する金額が控除されます。なお、個人住民税は地方税であるため、岐阜県内にお住まいの方のみ対象となります。

$$\text{控除額} = \{\text{寄付金額} (\text{年間所得の} 30\% \text{を限度とする}) - 2,000\text{円}\} \times 10\%$$



## 赤い羽根共同募金の使いみち

◆いただきました寄付金は、災害時などの例外を除き、岐阜県内のさまざまな福祉事業に使われます。

### 【使いみちの例】



<身体が不自由な方の送迎用車両の整備>



<子育てサポート>



<こども食堂の活動支援>



<高齢者の閉じこもり・介護予防>



<障がいのある方のための入浴設備整備>



<災害時の支援物資等保管倉庫の整備>

じぶんの町を良くするしくみ。

## 赤い羽根共同募金



◆お気軽にご相談ください。

### 社会福祉法人岐阜県共同募金会

〒500-8385

岐阜県岐阜市下奈良2丁目2番1号 岐阜県福祉・農業会館5階

TEL：058-201-1591

FAX：058-273-9305

E-mail：akaihane@gix.or.jp

ホームページ：https://www.gifu-akaihane.or.jp